

新型コロナウイルス感染症について(第二報)

～現在の状況から～



保育園に関係する皆さま

毎日報道される新型コロナウイルスの新たな感染者数に、日に日に増加していく様子に、これまで以上にご心配とご不安が募っておられるかと思えます。それでも、社会機能を維持していくために、保育をしてくださっている先生方がいらっしゃいます。本当にありがとうございます。

皆さまが「今、しなければならないこと」は何ですか? 「今、できること」は何ですか? そして、「今、したいこと」は何ですか?

今、子どものために、子どもの健康を守るために、一緒に考えていきましょう。今後の状況を想定しつつ今回も書き進めていきます。

2020年4月18日現在の状況から

国立感染症研究所 菅原民枝 大日康史

「今したいこと」を一緒に考えていきましょう

この誌面がお手元に届くころは、おそらくゴールデンウィーク過ぎ頃かと思えます。本誌がお手元に届くということは、日本保育協会が編集を担当してくださっている皆さま、本誌を印刷してくださっている方々、配送してくださっている方々のおかげです。毎月のように刊行が継続できるということは本当に有難く幸せなことだと思っております。

新型コロナウイルス感染症の日本の発生状況は、東京都をはじめ首都圏及び各地で爆発的に増え、そこからまた各地域に伝播しています。先月号で「医療機関に爆発的に患者が殺到して、医療崩壊をおこして、医療が受けられないような状況は避けなければなりません。」とお伝えしましたが、各地の医療機関において医療従事者の皆さまのおかげで治療や検査が行われています。医療従事者の方々に尊敬と感謝の気持ちでおります。

前回(3月18日)の状況から、大きな動きがありました。

3月24日には2020年夏に開催予定であった東京オリンピックパラリンピックが延期と決定し、25日には東京都知事が感染爆発の重大局面と述べ、外務省は海外への渡航自粛勧告をしました。

翌26日には東京都知事が大規模な外出自粛勧告をしました。東京都は感染が確認された患者数も一日60人を超えるようになり、27日には東京都知事が週末の外出自粛のみならず夜間の外出自粛を呼びかけました。しかし患者数は増え続け100人を超え、4月7日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が首相から出されました。緊急事態措置の実施期間は、4月8日から5月6日までの1か月間、実施区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県となりました。この宣言発令によって、保育園は、市区町村によって対応が様々ですが、原則として臨時休園や保護者に登園自粛を求めたりする動きとなりました。そして、16日には緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されました。

(1) 今、しなければならないことは何か?

このような状況の中で、臨時休園ではなく、登園自粛となった保育園での感染症対策は、先月号のとおり、基本的なことをしていきましょう。

- ① 最新の発生情報を収集すること。
- ② 基本的な感染症の対策を徹底すること。
- ③ 子ども及び保護者が差別的な扱いを受けることがないようにすること。

この3つの視点をもったうえで、問いを持ちましょう。「現在、保育園内で、発熱や呼吸器症状のある園児、職員はいますか？増加傾向にありますか？」毎日の健康観察及び記録がされていることが前提です。園児をお預かりするときに、朝、職員が出勤してきたときに、一人ひとりの体調を確認します。昨日の夕方から今朝にかけて、発熱や呼吸器症状はありませんでしたか？もしも園児あるいは職員に発熱あるいは呼吸器症状（咳）のある時には、お休みしましょう。保護者に早めに園内、地域内の状況を情報提供するとともに、症状がある場合には無理をしないで家での休養ができるようにご案内ください。保育園としての「記録」と「観察」、そして「情報提供」が大事です。

（2）現在の状況

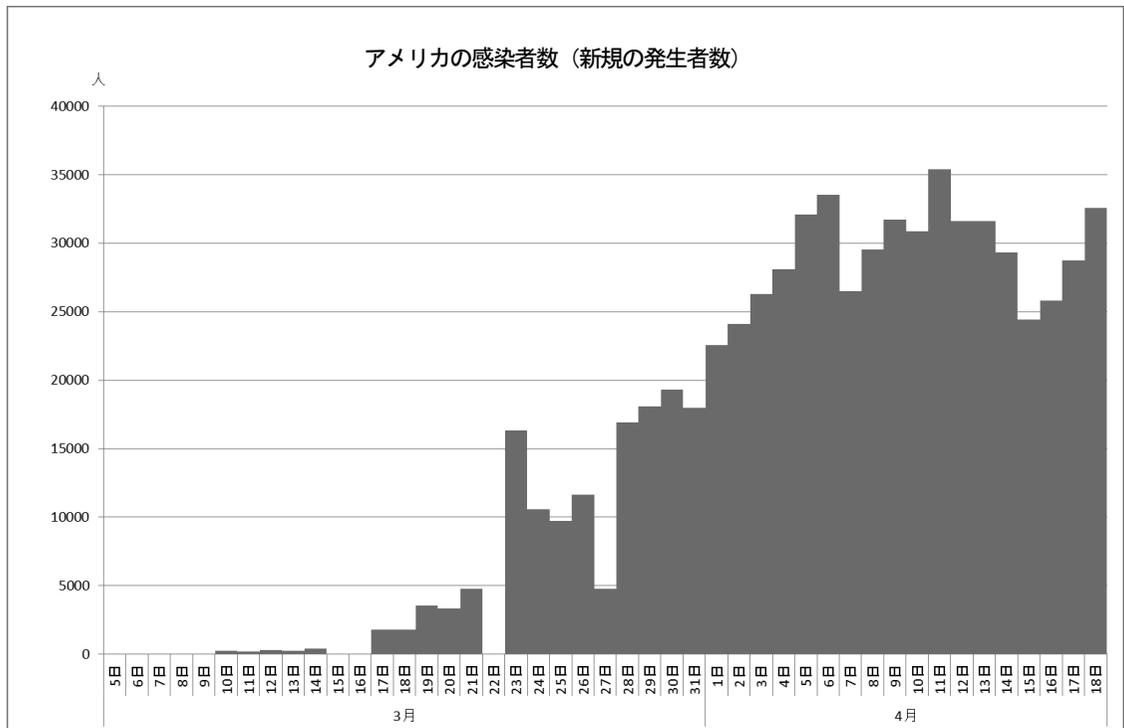
厚生労働省発表による「新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(4月18日公表分)」によると、国内感染者は10,219名（患者6,308名、無症状病原体保有者588名、陽性確定例（症状有無確認中）3,323名）となっています。国内死亡者は161名です（2020年4月19日現在）。国内感染者は1万人を超えています。中でも東京都は4月17日201人を超え、累積数も3,082人

を超えていますので、およそ3割は東京都ということになります。

年齢別にみると、20代から50代が多くを占めていますが、重症者、死亡者をみると60代以上が多くなっています。10歳未満は、現在は少ないのですが、動向に注意が必要です。今後、患者が増加するにしたがって、現在のような公表形態ではなくなるかもしれません。

10歳未満の患者数が少ないのはこの病気の謎の一つですが、実際には感染していても症状が出ない子どもの割合が高いことや、あるいは曝露を受けていても免疫があり感染しない子どもが多数いることが推測されます。なぜそうなのかという理由はまだ明らかになっていませんが、一つの可能性として新型でない従来型のコロナウイルスの曝露を受けているので、またその免疫を獲得してから日が浅いために、新型に対しても免疫があるのではという考えもあります。ある研究では20歳未満の40%（つまり、10歳未満のほぼ全員）が免疫があるのではという推定もあります。とは言え、10歳未満、特に新生児でも感染、時には重症化することもごくまれに報告されていますので、全く安心していいわけではありません。

一方、世界の状況にも目をむけてみましょう。



世界保健機構（WHO）発表による新型コロナウイルス感染症の発生状況は、アメリカ、ヨーロッパでの感染拡大があり、4月18日段階で200万人を超えています（2,160,207人）。

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

アメリカの感染者数のグラフを示します。縦軸に注目してください。現在1日あたり2万人～3万人の新規の発生者が続いている現状です。3月7日に累計100人を超え、1週間後の3月13日には1000人を超え、2週間後の3月20日には1万人を超えています。わずかな期間で1万人を超え、その3日後の3月23日には2万人を超えます。その後も増え続け、4月1日には15万人となり、累計100人だった1か月後には30万人を超え、現在世界で最も多く60万人を超えています（665,330人）（2020年4月18日現在）。アメリカのように日本も増加するかもしれません。侮ってはいけません。

（3）新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

国立感染症研究所では、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年4月7日）」（以下、「感染管理」と記載します）を出しています。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/coronavirus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

「高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等において、患者が発生した際」のところを書き写します。「大がかりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム（1,000ppm）、またはアルコール（70%）による清拭を毎日実施することを推奨する。急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、その都度清拭する。」

（4）次亜塩素酸ナトリウムでの消毒の注意点

現在アルコール消毒液が入手困難なことも多く、次亜塩素酸ナトリウムでの消毒も多いと思います。次亜塩素酸ナトリウムは、全ての微生物に有効ですが、取扱いの注意が必要です。トイレや住宅用の洗剤の中には酸性のものがありますが、次亜塩素酸ナトリウムと混ぜると有毒ガスが発生してしまい健康被害になることがあるためです。園内で使う他の洗剤がどういった成分であるのかを知っておくことも被害を防ぐことになります。下記にも詳細を記載しますし、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（以下「ガイドライン」と記載します）にも保育所における消毒の種類と方法のところに注意事項がありますが、改めて注意をお願いします。消毒薬は、感染症予防に効果がありますが、使用方法を誤ると有害になることもあるためです。また、正しい使い方を守ることが重要です。下記の10項目について必ず確認をお願いします。

- ①使用時には換気をし、手袋を着用すること。
- ②用法・用量に従って使用すること（まぜるな危険）。
- ③子どもの手の届くところにおかないようにし、使用後はすぐに元に戻すこと。
- ④金属製品に使用した場合には水拭きをすること。
- ⑤血液、嘔吐物、下痢便等を十分に取り除いてから行うこと。
- ⑥作り置きをしないこと。
- ⑦ペットボトルを利用して希釈するときは、特に誤飲に気を付ける。
- ⑧スプレーボトルを利用しないこと。
- ⑨手指消毒には利用しないこと。
- ⑩使用期限を確認すること。

■次亜塩素酸ナトリウムによる健康被害

次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系の消毒剤の一種で、広く消毒に用いられますが、皮膚への刺激が強く、酸性の洗剤と混ぜると有毒ガスが発生するといった健康被害への危険があるので、使用時には換気が必要で、手袋・マスクを着用して直接触れることがないようにしましょう。消毒の実施時は子どもを別室に移動させましょう。取り扱い

には注意が必要です。

次亜塩素酸ナトリウムは、複数の製品があります。製品によって希釈方法が異なるので、製品の表示をかならず読みましょう。希釈するものについては、濃度、消毒時間を守り使用しましょう。

厚生労働省の「2018年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」（以下、「健康被害報告」と記載します）で健康被害が明らかになっています。洗浄剤及び洗剤の健康被害事例は333件もあり、そのうち症状があった有症率は66.7%と報告されています。吸入事故等として、「複数の成分が作用し、有毒ガスが発生、もしくは発生が危惧された事例」最も多いと報告されています。洗浄剤266件のうち成分は次亜塩素酸含有(塩素系)が208件と最も多く報告されており、うち混合により塩素ガスが発生したと思われる事例が11件もあったそうです。塩素ガスが発生したと思われる事例では、目と鼻の刺激感があり、2分程度で息苦しくなり(鼻の刺激、息苦しさ、眼の刺激)入院となったそうです。また、漂白剤に関する事例は119件もあり、そのうち症状があった有症率は67.2%と報告されています。漂白剤の成分では、次亜塩素酸含有(塩素系)の製品によるものが100件と最も多く報告されています。うち混合により塩素ガスが発生したと思われる事例が55件もあったそうです。塩素ガスが発生したと思われる事例では、「掃除中に塩素系漂白剤と酸性のトイレ用洗浄剤を混ぜ、発生したガスを吸入し咳、喘鳴で入院となった。」「キッチンの排水口にクエン酸の溶解液を数回噴射し、続けてスプレータイプの塩素系漂白剤を数回噴射して水を流したことで、喉の違和感、悪心があった。」「塩素系漂白剤を水に入れた時に、液が跳ねて眼に入り充血と違和感が残った」そうです。

万が一、このような事例が発生した場合には、急いで医療機関を受診してください。塩素系の洗浄剤と酸性物質(事故例の多いものとして、塩酸など酸含有の洗浄剤、食酢、クエン酸等がある)を混合すると有毒なガス(塩素ガス、塩化水素ガス等)が発生して非常に危険であることを知ってください。製品は家庭用品品質表示法により「まぜるな危険」等の表示がありますが、それでも事例が減少していないのがこの報告でわかります。

その他には、「適用量を明らかに超えて使用した事例」、「換気を十分せずに使用した事例」、「液体又は粉末の製剤が飛散し、吸入した又は眼に入った事例」、「マスク等の保護具を装着していなかったことによる事例」、「用法どおり使用したが、健康被害が発生したと思われる事例」、「開封方法が不良であったことによる事例」、「人の近辺で使用し、影響が出た事例」、「製剤使用后、十分にすすがなかったことによる事例」が挙げられています。

■次亜塩素酸ナトリウムの保管方法

子どもが誤飲をしてしまう健康被害も想定して、絶対に子どもの手の届くところにおかないようにしましょう。後でしまおうと思わずに、使用後はすぐに保管場所に戻してください。また、次亜塩素酸ナトリウムは日光、特に紫外線で分解が進むため、保管場所に注意しましょう(陽のあたるところに置いていませんか?)。熱による影響もあるため、高温になる場所での保管はやめましょう。「ガイドライン」にも、「製品によっては、冷暗所に保管するよう指示があるものがあり、指示に従い適切に保管することが必要となる。」とあります。

■次亜塩素酸ナトリウムと金属

次亜塩素酸ナトリウムは強力な酸化力があり、金属製品を腐食させサビたり変色したりすることがあります。金属への使用は避けるか、使用した場合はしっかりと水で洗い流しましょう。

■次亜塩素酸ナトリウムと有機物

次亜塩素酸ナトリウムは、血液、嘔吐物、下痢便など有機物が存在していると有効塩素がそれら有機物と反応して効果が発揮できないとされています。あらかじめ有機物を除去してから、使用しましょう。また、希釈する容器も、清潔なものを使用しましょう。

■次亜塩素酸ナトリウムは使用時に希釈し清拭

次亜塩素酸ナトリウムは空気、熱、光などに対して不安定で、有効塩素が分解されてしまいます。「ガイドライン」にも、「次亜塩素酸ナトリウム消毒薬の希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することに留意する。」とされています。使用時

に必要量の希釈液を作り、作り置きはやめましょう。「ガイドライン」にも「消毒薬は使用時に希釈し、毎日交換する。」とあります。

また、希釈するときにはペットボトルの空き容器を利用する場合には、何が入っているものなのかを明記しておきましょう。何が入っているのかが分からず、間違えて誤飲しないようにしましょう。「ガイドライン」には、「消毒薬を間違えて使用しないように、容器の色分け等の工夫が重要である。」とあります。

希釈した消毒液をスプレーボトルに入れて噴霧消毒をするのはやめましょう。先の「感染管理」にも「清拭で」と書いてありますし、「ガイドライン」にも噴霧消毒のことはどこにも書いてありません。スプレータイプを使うと、噴霧時における皮膚への接触もしくは吸入又は目に入る可能性があります。噴射口からの液だれ又は容器からの漏れによっても人体の接触が起こり得ます（家庭用洗剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き）。噴霧は誤って目に入る危険性もあることから子どものいるところでの使用は避けるように注意書きのある製品もあります。保育園は基本的に子どもがいます。細心の注意をしていたとしても、子どもへの被害が無い状態にすることは困難です。子どもにも健康被害がでてからでは遅いので、噴霧はやめましょう。

先の「健康被害報告」においても「製品形態別では、スプレー式の製品による事故が多く報告され、内容物が霧状となって空気中に拡散するため、製品の種類や成分に関わらず、吸入や眼に入る健康被害が発生しやすい」とあります。手軽に使用できるのですが、使用方法を誤ると健康被害につながる可能性が高く、事例としてスプレータイプのもので噴射し、子どもの眼や口に少し入った可能性があり角膜損傷の健康被害が報告されています。万が一このようなことがあったら、急いで眼科のある医療機関に受診をお願いします。希釈した消毒液をスプレーボトル等に入れて手指消毒するのはやめましょう。皮膚への刺激が強いです。

■次亜塩素酸ナトリウムの使用期限の確認

先の「ガイドライン」では、「通常の衛生管理における消毒については、消毒をする場所等に応じ、

医薬品・医薬部外品として販売されている製品を用法・用量に従って使い分ける。」と記載があります。医薬品・医薬部外品の次亜塩素酸ナトリウムには使用期限があります。しかし、家庭用洗剤等には記載がほとんどありません。購入後、長期間利用していない場合には、適切な保管場所に置かれておらず、熱や温度によって分解がすすんでいるかもしれません。そうすると、効果が無い状態で使用することになるかもしれません。そのことに十分に留意をして家庭用洗剤を使いましょう。

以上、次亜塩素酸ナトリウムは今感染症対策として有効であるものの、留意事項をしっかり理解したうえでのご使用をお願いします。再度、健康被害を防ぐためには、適量を使用する、換気を十分に行う、保護具を着用する、長時間使用しないことなどに注意しましょう。小児の手の届く範囲にこのような製品を放置・保管しないよう、細心の注意をお願いいたします。

■次亜塩素酸ナトリウム以外についての議論

次亜塩素酸ナトリウム以外についての議論をご紹介します。

3月31日に、「次亜塩素酸水を手指の消毒に活用することに関する質問主意書」が政府に提出されました。アルコール消毒液が全国的に不足する中、アルコール消毒液の代替品として、次亜塩素酸水の生成装置を購入し次亜塩素酸水を大量に製造して、市民に無料配布を始めた自治体があり、様々な商品が、アルコール消毒液の代替品として市場に出回っている事態であるための質問とのことです。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumo.nsf/html/shitsumon/201147.htm

4月10日に答弁書が以下のように出されました。「お尋ねの「次亜塩素酸水」については、現時点においては、手指の消毒に活用することについての有効性が確認されていない。なお、アルコール消毒液の不足については、厚生労働省及び経済産業省において、身の回りを消毒するための方法についてポスターを作成し、当該ポスターにおいて「石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。」「手洗いを丁寧に行うことで、

十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。」等の内容を示すなどの取組を行っているところである。」

4月15日には経済産業省の要請を受け、「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会」が開催され、「新型コロナウイルス対応で需給が逼迫している消毒用アルコール等の状況を踏まえ、一般家庭等で入手可能なもののうち一定の消毒効果を有し得る候補物資について検証試験を実施すると報告がありました。

ここで検討されているものは、①界面活性剤(台所用洗剤など) ②次亜塩素酸水(電気分解法で生成したもの) ③第4級アンモニウム塩です。

加熱・アルコール消毒・次亜塩素酸ナトリウム消毒は既に一般的に広く認識されているため、上記検討には含めていません。つまり、先の検証試験を実施する3つは今回使用の注意を促した次亜塩素酸ナトリウムとは異なります。なお、「③第4級アンモニウム塩」は「ガイドライン」の消毒薬の種類と用途にも「第4級アンモニウム塩(塩化ベンザルコニウム等) ※逆性石けん又は陽イオン界面活性剤ともいう。」とありますので、使っておられる保育園も多いと思います。

これまで、「ガイドライン」では推奨されてこなかった候補物質についての検討ですので、結果については改めてご紹介したいと思います。候補物質は、界面活性剤は代表的な界面活性剤8種を選定、次亜塩素酸水は電気分解法で生成したもので、殺菌効果があり食品添加物(殺菌料)として指定されている強酸性電解水、弱酸性電解水、微酸性電解水から4種を選定、第4級アンモニウム塩は代表的な化合物として塩化ベンザルコニウムを選定することです。

(5) 感染症に対する偏見と差別になっていないか？

先月号で、感染症の偏見、差別についてこれまでの感染症の歴史の中で何度も繰り返されていることをお伝えしましたが、皆さまお一人おひとりの発言や行動が偏見や差別になっていないかを確認しつつ冷静をお願いします。実際には多々発生しています。保育園に関係するものだけでも、新型コロナウイルス感染症の患者を診てくださっ

ている医療従事者の保護者の子どもが、預かってもらえなかったという事例、別室で一人にさせられているという事例があります。子どもを想う気持ちが人一倍強い保育園にかぎってそんなことはしないだろうと思っていました。しかし実際には傷ついている保護者・子どもがいます。どうぞ子ども及び保護者から笑顔が消えることがないように、ご配慮をお願いいたします。そして、医療従事者への第一線で戦ってくださっている感謝の思いを忘れないようにしましょう。どうぞよろしくお願ひいたします。

(6) 今、できることは何か？

現在臨時休園になっている保育園や、保護者が在宅勤務できることから、登園自粛をされているご家庭も多いです。ご家庭で過ごす乳幼児の保護者の中には、第一子の子育て中の方から、第三子、第四子のベテラン子育ての保護者がいらっしやると思いますが、すべての保護者は、こうした事態ははじめての経験ですので、不安を感じておられるかと思います。

『お元気ですか?』

こういうときだからこそ、子ども宛に、そして保護者宛にお便りを出しませんか？

これまで保育園では特に感染症サーベイランスを実施し、その内容を含めて保健たよりを出して下さってきたと思います。きっかけは4月号、5月号でよいと思うので、ぜひお便りをお願いしたいです。自分の通う保育園の先生からのお便り、「お元気ですか?」と気持ちを届けていただきたいのです。

もちろん、メールやツイッター、ホームページやブログ等のSNSを使っても良いと思います。対面で会えないときこそ、自分の通う保育園とのつながりがあれば、この難局をみんなで越えていける力がでると思うのです。園内に咲いている、今しか咲かない植物の花や芽の写真はいかがでしょう。みんなでかわいがっていた水槽のメダカの動画はいかがでしょう。4歳児クラスや5歳児クラスであれば、家庭で制作できる折り紙や工作の案内も楽しいと思います。家庭でつくるこのぼりが、たくさん泳ぐのはいかがでしょう。

保育園の先生にご相談したところ、担任の紹介

等の保護者会もできないまま休園や登園自粛になったので、まずは先生方の紹介からはじめようかなとおっしゃっていました。また別の保育園ではツイッターでクイズを出そうと思います（園長先生の発案だそうです）とおっしゃっていました。たくさんアイデアがあると思います。どうか家庭でも健康に過ごしてほしいと言う気持ちをお届けください。きっと想いは届きます。

（7）今、したいことは何か？

目に見えない恐怖と戦っていくことは、誰もが不安になります。先月号の最後に、あえて流行の長期化についてお知らせしました。まだ3月18日の段階では、多くの方が、この流行について短期的な視点しかもっていなかったころです。先ことはわからないので、恐怖を煽らない方がいいという方もいらっしゃるでしょう。しかし私どもがあえてお伝えしたのは、長期化した場合のことを想定していただきたかったからです。心の準備をしていただきたかったからです。その上で、これから保育園がどう対応していくのかを一緒に考えていきたくしたかったからです。

治療薬やワクチンができるまで、この流行はおさまりません。年間行事予定を組まれたと思いますが、休園措置になったように、全ての予定が変則的になります。そうしたことに直面したとき、いかに対応できるか、どのように対応していくのかという局面なのです。私たちは、とにかく対応していかないといけないのです。とにかく、進んでいかないといけないのです。

私たちがしたいことは何でしょうか？子どもの健康を守ることだと、皆さん思ってくださっていると思います。庄野英二さんの「水の上のカンポン」という物語があります。読んだことがございますか？

このお話は、ジャワ島のインド洋の海の上にある村（ジャワではカンポンと言う）の若者が主人公です。水の上のカンポンでの暮らしは魚をとるには便利ですが、飲む水を丘から運ばなければならないのが困ったことでした。ある日若者が商人に魚を売ると、その魚に宝石のようなエメラルドの色の石が出てきたので、そのお礼に商人から何が欲しいかと聞かれて埃をかぶった大きな水瓶が

欲しいと言います。他にも商人は高価なものをたくさん勧めてくれましたが、どうしても大きな水瓶が欲しかったのです。何故ならば、村人はいつも水を運ぶことに苦労していて、この大きな水瓶があれば村人がどれだけ楽になるだろうかと考えたからです。しかし大きな水瓶は船で運ぶ途中で割れてしまって、若者は涙がとめどなく流れてしまいました。茫然とするのですが、涙も止まったときに水瓶が割れたことで、海底から清水が噴出してきたことに気が付きました。その後、村人は水に困ることはなかったそうです。

私たちは、今のこの難局のとき、誰かのことを想うことはできるでしょうか。私は、このカンポンの若者のことを思い出しました。若者は村人が楽になることを想って大きな水瓶を選びました。子どもの健康を守るという、私たちの願いは、この難局でもかわりません。

これまで、保育園の感染症対策について（これまで何回か本誌にも原稿も書いてくださっています）共に応援してきてくださってきた保健所長の先生そして保健師の皆さま方は、毎日夜中まで住民の健康を守るために奮闘してくださっています。住民の不安の相談窓口にたって、医療機関や行政関係者との調整をしつつ住民の健康を守るお仕事をしてくださっています。とにかく、できることをスピーディーに実践されています。冒頭に感謝の気持ちをお伝えした医療従事者の方々の他にも、各地の保健所の先生方、医師会の先生、衛生研究所の先生方、感染症対策に関わる行政の方々、そして各地の市町村の保育課の皆さまもとにかく戦ってくださっています。私たちはこれまで多くの子どもの健康を守るという同志の方々と出会ってきましたが、皆さまが直接会うことがなくとも、そういう見えない方々の想いがあってこそ、私たちは守られているということに感謝したいと思えます。

この誌面を読みながら、たくさん思い浮かぶ子どもたちの笑顔、家族、友人、職場の方々・・・それぞれの人にとって、大事な人がたくさんいます。そんな大事な人をお互いに守っていきましょう。あなたが想う大事な人を守っていくのは、共に生きていくためだと思います。